



発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

〔その他告示〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（厚生労働八四）

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

（農林水産三八）

〔法規的告示〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働二二九）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件

省令

- 目次

○円借款の支出期間の延長に関する日 の間の口上書の交換に関する件	○道路に関する件 (東北地方整備局六一)
本国政府とチュニジア共和国政府と の間の口上書の交換に関する件	○浄化槽の型式の認定を更新した件 (中部地方整備局七八)
(外務三三一〇)	(国会事項)
○保安林の指定をする件	〔人事異動〕
(農林水産一二三九、一二四三)	〔皇室事項〕
○砂防法第二条の土地を指定する件	〔叙位・叙勲〕
(国土交通八三四)	〔官庁事項〕
○旅行業法の規定に基づく登録事項の 変更の件 (観光庁七)	〔公安調査庁〕
○海上における空対空射撃訓練を実施 する件 (防衛一八七、一九二)	〔東北地方整備局公示(東北地方整備局)〕
○海上における空対空射撃訓練及び試 験並びに水上標的に対する射爆撃訓 練及び試験を実施する件 (同一九二)	〔厚生労働省・経済産業省〕
○海上における空対空射撃訓練を実施す る件 (同一九三)	〔日本産業規格〕
○海上における水上標的に対する射爆 撃訓練を実施する件 (同一九四)	〔二〕

(厚生労働省・経済産業省)

日本産業規格

産業

# 東北地方整備局公示（東北地方整備局）

官序事項

官厅報告

皇室事項

叙位・叙勳

公安調査序

〔人事異動〕

國會事項

(中部地方整備局七八)

## ○浄化槽の型式の認定を更新した件

(開更也)「丁整補

(東北地方整備局六二)

道略一圖

公告

諸事項

裁判所

再生、所有者不明闇毛

会社その他

省

令

## ○厚生労働省令第八十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十五日 厚生労働大臣 福岡 資麿  
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月二十五日

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<b>別表第三（第一百四条関係）</b>	<b>別表第三（第一百四条関係）</b>
（略）	（略）
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一～八の二三（略）	一～八の二三（略）
八の四～八の二十三（略）	八の四～八の二十二（略）
九～十九（略）	九～十九（略）
劇 薬	劇 薬
（略）	（略）
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一～五十九の七（略）	一～五十九の七（略）
五十九の八～セベタプロスト及びその製剤。ただし、1mL中セベタプロストとして○・○～mg以下を含有する点眼剤を除く。	（新設）
五十九の九～五十九の二十八（略）	五十九の八～五十九の二十七（略）
六十～百四十二（略）	六十～百四十二（略）

いの省令は、公布の日から施行する。

## ○農林水産省令第三十八号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めることとする。

附 則	附 則
○厚生労働省告示第一四一十九号	○厚生労働省告示第一四一十九号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。
令和七年八月二十五日	令和七年八月二十五日
厚生労働大臣 福岡 資麿 （傍線部分は改正部分）	厚生労働大臣 福岡 資麿 （傍線部分は改正部分）
改 正 後	改 正 前
次に掲げる医薬品（専ら疾病的診断に使用されることが目的とされていいる医薬品であつて、人の身体に直接使用されない）のなじみのを除く。	次に掲げる医薬品（専ら疾病的診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されない）のなじみのを除く。
一～七（略）	一～七（略）

令和七年八月二十五日

農林水産大臣 小泉進次郎





区域	期間	実施機	その他	期
(イ)	北緯三六度三八分三六秒 北緯三六度二八分三六秒 東経一四一度二〇分四八秒	航空機	北緯三九度二七分一〇秒 東経一三六度〇九分四九秒 北緯三七度一四分一秒 東経一三六度〇九分四九秒 北緯三六度三三分一秒 東経一三四度四四分五〇秒 北緯三七度四〇分一〇秒 東経一三三度二四分五〇秒 北緯三八度三三分一〇秒 東経一三四度〇一分五〇秒	(ア) 北緯三九度二七分一〇秒 (イ) 東経一三六度〇九分四九秒 (ウ) 北緯三七度一四分一秒 (エ) 東経一三六度〇九分四九秒 (オ) 北緯三六度三三分一秒 (カ) 東経一三四度四四分五〇秒 (カ) 北緯三七度四〇分一〇秒 (カ) 東経一三三度二四分五〇秒 (オ) 北緯三八度三三分一〇秒 (カ) 東経一三四度〇一分五〇秒
○防衛省告示第百九十三号	海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。	防衛大臣	射爆撃訓練等は、前記区域に航空機 が存在しないこと、また、射爆撃海面 に船舶等が存在しないことを確認しな がら実施する。	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測 地系の数値である。
令和七年八月二十五日	令和七年九月一日から同年十月三十一日 までの間、○七〇〇から一七〇〇まで。	中谷 元	一	二
区域	順次結んだ線並びに(ア)及び(イ)の二点を結 んだ線により囲まれる海面並びにその上 空で海面から高度一二、一九二メートル までの間	期	○防衛省告示第百九十三号	三

実施機	実施機	(ウ)	北緯三十六度四〇分四三秒
その他	その他	(エ)	北緯三六度〇九分五九秒
		(オ)	東経一四一度五九分五二秒
			北緯三六度〇五分〇〇秒
航空機	航空機		東経一四一度四六分〇四秒
その他	その他		一 射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。		
○防衛省告示第百九十四号	○防衛省告示第百九十四号		
海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。	海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。		
区域	区域	期間	期間
区	域	防衛大臣	防衛大臣
		中谷	中谷
		元	元
令和七年八月二十五日	令和七年八月二十五日	令和七年九月一日から同年十月三十一日	令和七年九月一日から同年十月三十一日
までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。	までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。	ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日を除く。	ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日を除く。
三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間	三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間	(ア) 北緯四〇度五〇分一〇秒	(ア) 北緯四〇度五〇分一〇秒
東経一四二度一〇分四七秒	東経一四二度一〇分四七秒	(イ) 北緯四〇度五〇分一〇秒	(イ) 北緯四〇度五〇分一〇秒
北緯四〇度五九分四六秒	北緯四〇度五九分四六秒	(ウ) 東経一四二度五九分四六秒	(ウ) 東経一四二度五九分四六秒
東経一四二度三三分四七秒	東経一四二度三三分四七秒	北緯四〇度四四分一〇秒	北緯四〇度四四分一〇秒
北緯四〇度二四分一〇秒	北緯四〇度二四分一〇秒	東経一四二度五九分四六秒	東経一四二度五九分四六秒
東経一四二度二三分四七秒	東経一四二度二三分四七秒	北緯四〇度三四分一〇秒	北緯四〇度三四分一〇秒
一 射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。	一 射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。



參議院

答井書歌領

八月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

相見解の形式及び位置付けに関する質問に対する答弁書（第一号）

## 参議院議員神谷宗幣提出SNSにおける言論操 る答弁書（第一号）

## 答弁書（第二号）

参議院議員神谷宗幣提出フエンタニルを含む華  
物用意くばく用意力にてこの影響二三の用意に

## 物問題及び外國勢力による影響工作への国家安全保障上の対応に関する質問に対する答弁書

（第三号）  
參議院議員神谷宗祐提出共產主義及び文化的又

質問に対する答弁書（第四号）  
参議院議員山本太郎提出トランプ関税対策とし

ての内需拡大策に関する質問に対する答弁書  
(第五号)

参議院議員山本太郎提出トカラ列島近海群発地  
(第五号)

震被災者への支援に関する質問に対する答弁書  
(第六号)

参議院議員山本太郎提出実動組織による原発避  
難支援が必要となる被爆原量限度二割十の質問

薦支拂が必要となる被曝線量限度に関する質問に対する答弁書（第七号）

参議院議員山本太郎提出「日本はスペイ天国」という評価及び「スペイ防止法」制定に関する

## 質問に対する答弁書（第八号）

參議院議員安達悠司提出憲法を一から考える教育に関する質問に対する答弁書（第九号）

参議院議員安達悠司提出選挙演説妨害の取締強化に関する質問に対する答弁書（第一〇号）

参議院議員伊勢崎賢治提出方ザ地区の人道危機

を鑑みたバレスチナ国家承認に関する質問に対する答弁書（第一一号）

参議院議員伊勢崎賢治提出イスラエルによる違法なパレスチナ占領政策及び軍事行動を支援す

日本企業に対する人権デューデリジエンス強化

化に関する質問に対する答弁書（第一二二号）  
参議院議員百田尚樹提出国土交通大臣任命に関する質問

する質問に対する答弁書（第一三二号）

人事異動

参議院議員百田尚樹提出拉致問題担当の内閣官房参与二名の辞任に関する質問に対する答弁書  
(第一四号)

参議院議員奥田ふみよ提出老齢労働者及び老齢事業主の窮状に鑑みた基礎年金早期引上げの必要性に関する質問に対する答弁書(第一五号)

参議院議員石垣のりこ提出記入済みの投票用紙をSNS上に投稿することの是非に関する質問に対する答弁書(第一六号)

参議院議員石垣のりこ提出パレスチナを国家として承認することに関する質問に対する答弁書(第一七号)

参議院議員松田学提出外国人及び外国系法人による土地取得規制に関する質問に対する答弁書(第一八号)

参議院議員松田学提出我が国の領土保全を脅かす中国海警船の接続水域長期巡航への対応に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員ラサール石井提出「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づく強制送還の実態に関する質問に対する答弁書(第二〇号)

参議院議員蓮舫提出日米関税交渉に関する質問に対する答弁書(第二一号)

参議院議員石垣のりこ提出不法滞在者ゼロプランの実施状況に関する質問に対する答弁書(第二二号)

参議院議員青木愛提出木更津駐屯地に暫定配備されていたオスプレイに関する質問に対する答弁書(第二三号)

参議院議員青木愛提出オスプレイの安全性並びにオオスプレイを含めた防衛装備品の調達及びプロジェクト管理に関する質問に対する答弁書(第二四号)

瑞宝双光章を授ける(各通)	大坂 吉二	新島 淑子	木本 征雄	石川 勇	半澤 俊一	渡部 幸平
瑞宝單光章を授ける(以上七月十七日)	小川 雄二	小川 利彦	瑞宝双光章を授ける(各通)(以上七月十九日)	石川 勇	半澤 俊一	渡部 幸平
瑞宝小綬章を授ける	小池 謙一	福田 芳壽	瑞宝單光章を授ける	小川 雄二	小川 利彦	瑞宝双光章を授ける(以上七月十七日)
瑞宝吉川安一	駄木 公司	伊達 一徳	(兵庫県警部)	浜元 捷平	吉橋 正和	廣瀬 大善
瑞宝双光章を授ける(各通)	菅野 正一	二三重野準次	(内閣府事務官)	渡邊 弘守	塚越 克次	利治 一雄
瑞宝單光章を授ける(各通)(以上七月十八日)	森岡 本莫	瑞宝單光章を授ける(七月二十三日)	森田 憲一	高木 元子	前本 雅司	御弔電
瑞宝中綬章を授ける(各通)	安田 善光	屋良 朝計	玉置 尤	天皇陛下はマルタ大統領閣下の夫君逝去につき、八月十八日同國大統領閣下へ御弔電を発せられた。	御弔電	天皇陛下はマルタ大統領閣下の夫君逝去につき、八月十八日同國大統領閣下へ御弔電を発せられた。
瑞宝双光章を授ける(各通)	椎名 慧	下島 哲夫	玉置 尤	天皇陛下はマルタ大統領閣下の夫君逝去につき、八月十八日同國大統領閣下へ御弔電を発せられた。	御弔電	天皇陛下はマルタ大統領閣下の夫君逝去につき、八月十八日同國大統領閣下へ御弔電を発せられた。
瑞宝小綬章を授ける	安田 善光	屋良 朝計	玉置 尤	天皇陛下はマルタ大統領閣下の夫君逝去につき、八月十八日同國大統領閣下へ御弔電を発せられた。	御弔電	天皇陛下はマルタ大統領閣下の夫君逝去につき、八月十八日同國大統領閣下へ御弔電を発せられた。
瑞宝双光章を授ける(各通)	高木 元子	高木 元子	高木 元子	高木 元子	高木 元子	高木 元子

## 皇室事項

## 官庁報告

## 官庁事項

## 東北地方整備局公示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月二十五日から一週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長 西村 拓

令和七年八月二十五日

占路道路の種類 一般国道

占用を制限する区域 四十六号

区 盛岡市上太田下川原無番から同市上國川字川原無番まで

制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するににより、災害が発生した場合に

面 無事に運搬するため

占用の制限の開始の期日 令和七年八月二十五日

総 観 察 所 東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

備考

日本産業規格	令和7年8月25日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の規定に基づき公示する。
記	令和7年8月25日
厚生労働大臣 福岡 資麿	厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治	経済産業大臣 武藤 容治
制定された日本産業規格 (日本産業標準調査会審議)	クレーン一逸走防止等の装置 B8828
改正された日本産業規格 (日本産業標準調査会審議)	産業車両一オーバーハッドガード及び保護構造 D6021 (内容省略)
備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ( <a href="https://www.jisc.go.jp">https://www.jisc.go.jp</a> )において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。	クレーン一逸走防止装置-第1 B8828-1 部:一般
廃止された日本産業規格 (日本産業標準調査会審議)	クレーン一逸走防止装置-第4 B8828-4 部:ジブクレーン
相続財産清算人 弁護士 舟木 浩	クレーン一逸走防止装置-第5 B8828-5 部:天井走行クレーン及び橋形クレーン
催告期間満了日 令和8年3月12日	京都家庭裁判所
令和7年(家)第983号	京都府八幡市八幡舞台39-1
申立人 京都電測株式会社	代表者代表取締役 高田 稔幸
申立人手続代理人弁護士 井上 和人	申立人手続代理人弁護士 井上 和人
本籍京都市伏見区深草秋川町22番地、最後の住所京都府木津川市兜台5丁目1番地33、死亡の場所京都府木津川市、死亡年月日令和6年11月26日、出生の場所京都市伏見区、出生年月日昭和21年6月22日、職業会社役員	本籍京都市伏見区深草秋川町22番地、最後の住所京都府木津川市兜台5丁目1番地33、死亡の場所京都府木津川市、死亡年月日令和6年11月26日、出生の場所京都市伏見区、出生年月日昭和21年6月22日、職業会社役員
被相続人 亡 宮村 清	被相続人 亡 宮村 清
事務所京都市上京区荒神口通河原町東入亀屋町123 ダイショウア荒神口ビル4階 晴の法律事務所	事務所京都市上京区荒神口通河原町東入亀屋町123 ダイショウア荒神口ビル4階 晴の法律事務所
相続財産清算人 弁護士 木村 充里	相続財産清算人 弁護士 木村 充里
催告期間満了日 令和8年3月12日	京都家庭裁判所
令和7年(家)第1007号	京都府宇治市木幡大瀬戸41番地の7
申立人 玉那霸清美	本籍京都市東山区今熊野池田町9番地、最後の住所京都市伏見区醍醐僧尊坊町1番地127、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和7年2月19日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和21年7月17日、職業無職
被相続人 亡 大橋 昌子	被相続人 亡 大橋 昌子
事務所京都市伏見区風呂屋町265 賢誠総合法律事務所	事務所京都市伏見区風呂屋町265 賢誠総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高橋 健	相続財産清算人 弁護士 高橋 健
催告期間満了日 令和8年3月12日	京都家庭裁判所

令和7年（家）第10082号  
和歌山県日高郡みなべ町埴田1754番地2  
申立人 岩橋 庄治  
本籍和歌山県日高郡みなべ町埴田28番地、最後の住所和歌山県日高郡みなべ町埴田1450番地1 介護老人福祉施設 虹、死亡の場所和歌山県日高郡みなべ町、死亡年月日令和7年3月8日、出生の場所和歌山県日高郡稻原村、出生年月日昭和2年9月20日、職業無職  
被相続人 亡 岩橋シズエ  
事務所和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬713番地の2  
相続財産清算人 弁護士 中松 村夫  
催告期間満了日 令和8年3月9日  
和歌山家庭裁判所田辺支部  
令和7年（家）第30048号  
本店所在地東京都中野区本町2丁目46番1号  
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社  
本籍広島県尾道市栗原東1丁目1300番地6、最後の住所広島県尾道市門田町29番67号、死亡の場所広島県尾道市、死亡年月日令和6年5月26日、出生の場所広島県尾道市、出生年月日昭和38年6月6日、職業不明  
被相続人 亡 山本 洋己  
事務所広島県尾道市東御所町4番16号尾道駅前ビル2階 弁護士法人広島みらい法律事務所尾道支所  
相続財産清算人 弁護士 佐藤 邦男  
催告期間満了日 令和8年3月19日  
広島家庭裁判所尾道支部  
令和7年（家）第6020号  
長崎市尾上町3番1号  
申立人 長崎県  
本籍長崎県平戸市水垂町642番地、最後の住所不明、死亡の場所長崎県平戸市、死亡年月日昭和58年7月12日、出生の場所広島県山県郡芸北町、出生年月日明治44年6月13日、職業無職  
被相続人 亡 大西ハツミ  
長崎県平戸市築地町561番地1 松田信哉司法書士法人平戸事務所  
相続財産清算人 司法書士 松浦 寛  
催告期間満了日 令和8年3月10日  
長崎家庭裁判所平戸支部

令和7年（家）第333号  
宮崎市広島2丁目1番31号  
申立人 株式会社宮崎太陽銀行  
本籍宮崎県串間市大字西方6897番地1、最後の住所宮崎県串間市大字西方6809番地25、死亡の場所鹿児島県志布志市、死亡年月日令和6年1月7日、出生の場所鹿児島県贈与郡志布志町、出生年月日昭和22年9月1日、職業会社役員  
被相続人 亡 永吉 光則  
宮崎県日南市大字星倉4543番地1  
相続財産清算人 新福 宏  
催告期間満了日 令和8年3月5日  
宮崎家庭裁判所日南支部  
令和7年（家）第40239号  
札幌市豊平区月寒東2条17丁目6-28  
申立人 前田 俊行  
本籍北海道札幌市白石区平和通5丁目北50番地、最後の住所札幌市白石区平和通5丁目北4番22号、死亡の場所北海道札幌市白石区、死亡年月日推定令和3年8月9日、出生の場所北海道札幌郡広島村、出生年月日昭和27年11月24日、職業無職  
被相続人 亡 前田 哲秀  
札幌市中央区南1条西11丁目コンチネンタルビル4階渡辺・作間法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小野むつみ  
催告期間満了日 令和8年4月3日  
札幌家庭裁判所  
令和7年（家）第80223号  
千葉県流山市宮園3丁目11番地の2  
申立人 今成 英明  
本籍埼玉県さいたま市西区宮前町1999番地4、最後の住所埼玉県さいたま市西区宮前町1999番地4、死亡の場所埼玉県さいたま市中央区、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和44年8月20日、職業アルバイト  
被相続人 亡 川瀬 健  
事務所埼玉県さいたま市浦和区仲町2-17-13アリーナKACCHO 2階寄居法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 栗原 啓太  
催告期間満了日 令和8年3月23日  
さいたま家庭裁判所

令和7年（家）第325号  
千葉県袖ヶ浦市横田62番地4  
申立人 渡邊 可美  
本籍東京都豊島区南大塚2丁目1813番地、最後の住所埼玉県児玉郡美里町大字沼上713番地1 レスパ美里、死亡の場所埼玉県児玉郡美里町、死亡年月日平成29年4月5日、出生の場所東京都中野区、出生年月日昭和20年3月26日、職業無職  
被相続人 亡 中澤 弘光  
事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20 大宮J Pビルディング14階 弁護士法人グリーンリーフ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 時田 剛志  
催告期間満了日 令和8年3月18日  
さいたま家庭裁判所熊谷支部  
令和7年（家）第30090号  
千葉県柏市柏2丁目6番7号佐山ビル4階石川亮司法書士事務所  
申立人 石川 亮  
本籍千葉県柏市十余二自337・至347合併15番地、最後の住所千葉県柏市若柴120番地2、死亡の場所千葉県野田市、死亡年月日令和7年1月12日、出生の場所千葉県東葛飾郡田中村、出生年月日昭和29年3月31日、職業無職  
被相続人 亡 染谷 往夫  
事務所千葉県松戸市松戸1176-4ディー・オーディー松戸駅前ビル4階 松戸総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 福原 亮  
催告期間満了日 令和8年4月8日  
千葉家庭裁判所松戸支部  
令和7年（家）第7050号  
千葉県成田市中台6丁目14番地6  
申立人 一般社団法人後見ネット  
本籍千葉県香取郡多古町船越2053番地、最後の住所千葉県香取郡多古町船越2053番地、死亡の場所千葉県成田市、死亡年月日令和7年2月4日、出生の場所千葉県香取郡東條村、出生年月日昭和15年11月7日、職業無職  
被相続人 亡 幸島 純子  
事務所千葉市中央区中央2丁目9番8号千葉第一法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 倉田 熱  
催告期間満了日 令和8年4月8日  
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年（家）第71071号  
東京都江戸川区松島1丁目38番1号  
申立人 社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会  
本籍東京都江戸川区松島3丁目35番、最後の住所東京都江戸川区松島3丁目35番10号オータムバレー新小岩101、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和7年1月31日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和35年10月28日、職業無職  
被相続人 亡 渡邊 隆  
事務所東京都中央区銀座1丁目10番3号銀座DTビル4階千葉法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 片岡 武  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
東京家庭裁判所  
令和7年（家）第71297号  
東京都江戸川区北葛西3丁目5番6号  
申立人 株式会社まごのて  
本籍埼玉県さいたま市浦和区本太1丁目399番地、最後の住所東京都江東区平野1丁目2番10号清澄サンーハイツ302、死亡の場所東京都北区、死亡年月日令和6年3月20日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和39年10月31日、職業無職  
被相続人 亡 高山 和子  
事務所東京都中央区築地1丁目12番22号コンワビル13階 東京晴和法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 藤本 正保  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
東京家庭裁判所  
令和7年（家）第71446号  
東京都練馬区谷原2丁目6番48号  
申立人 中谷 千枝  
本籍東京都足立区千住緑町2丁目18番地15、最後の住所東京都練馬区高松2丁目30番8号特別養護老人ホーム第3練馬高松園、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和7年2月27日、出生の場所東京都滝野川区、出生年月日昭和20年7月17日、職業無職  
被相続人 亡 武井美枝子  
事務所東京都千代田区麹町4-8-26ロイクラトン麹町1階 倫総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 宮川 倫子  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第71479号

東京都足立区千住仲町36番1-701号

申立人 後藤 鈴子

本籍東京都中央区月島1丁目14番、最後の住所東京都中央区月島1丁目14番13-1211号、死亡の場所東京都中央区、死亡年月日令和6年9月21日頃から30日頃までの間、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和35年8月24日、職業無職

被相続人 亡 永嶋 直子

事務所東京都千代田区丸の内2-6-1丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 上村 哲史

催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第71483号

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

申立人 株式会社オリエントコーポレーション  
本籍東京都世田谷区上馬3丁目7番、最後の住所東京都世田谷区三軒茶屋2丁目41番2号  
ダイヤアクト三軒茶屋305、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年1月28日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和33年1月29日、職業無職

被相続人 亡 野々垣嘉人

事務所東京都新宿区荒木町22-42MIB四谷ビル1階 松田山崎法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山崎 貴啓

催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第71664号

東京都江東区豊洲1-3-1

申立人 インフライズ株式会社

本籍東京都板橋区清水町81番地、最後の住所東京都板橋区清水町81番1-101号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和5年3月20日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和40年3月4日、職業会社員

被相続人 亡 小峰 幸雄

事務所東京都新宿区市谷本村町2番11号外濠スカイビル5階 四谷外濠法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小川 宏

催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第90580号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 東京地方検察庁検察官検事 岩下新一郎

本籍東京都墨田区八広5丁目90番地、最後の住所東京都東村山市青葉町1丁目7番地70さくらコート青葉町、死亡の場所東京都清瀬市、死亡年月日令和5年7月21日、出生の場所東京都豊島区、出生年月日昭和15年7月11日、職業無職

被相続人 亡 新出 晴美

事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4  
かたくり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古田 理史

催告期間満了日 令和8年3月23日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家)第40150号

静岡県浜松市中央区龍禅寺町460番地

申立人 ニューライフ浜松2団地管理組合法人  
国籍朝鮮、最後の住所横浜市鶴見区市場東町11番10号、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2004年1月30日、出生の場所不明、出生年月日西暦1942年3月18日、職業不明

被相続人 亡 金 松雄

事務所横浜市中区日本大通11横浜情報文化センター11階

相続財産清算人 弁護士 稲村 育雄

催告期間満了日 令和8年4月17日

横浜家庭裁判所

## 令和7年(家)第40598号

神奈川県横浜市泉区中田南5丁目60番51号

申立人 山口 一哉

本籍福岡県大牟田市亀甲町76番地、最後の住所横浜市泉区和泉中央北2丁目39番2号、死亡の場所神奈川県横浜市泉区、死亡年月日令和7年4月21日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和31年10月11日、職業無職

被相続人 亡 峰 俊一

事務所横浜市中区太田町1丁目16番地LA・IPS E902号

相続財産清算人 弁護士 押田 美緒

催告期間満了日 令和8年4月17日

横浜家庭裁判所

## 令和7年(家)第5008号

長野県上田市大手1丁目11番16号

申立人 上田市長 土屋 陽一

本籍長野県上田市中之条335番地、最後の住所長野県上田市中之条335番地、死亡の場所長野県上田市、死亡年月日平成21年1月8日、出生の場所長野県上田市、出生年月日昭和24年3月16日、職業無職

被相続人 亡 小坂井春夫

事務所長野県上田市中央5丁目4番20号

相続財産清算人 司法書士 金子 良夫

催告期間満了日 令和8年4月8日

長野家庭裁判所上田支部

## 令和7年(家)第1009号

北海道根室市光洋町1丁目30番地8

申立人 中村 富雄

本籍北海道根室市北斗町4丁目8番地、最後の住所北海道釧路市住吉2丁目11番4号コミニュニティハウスいつ歩住吉④、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日令和7年2月9日、出生の場所北海道根室市、出生年月日昭和35年5月10日、職業無職

被相続人 亡 和田 司

北海道野付郡別海町別海宮舞町50番地の1

相続財産清算人 司法書士 菅原日出男

催告期間満了日 令和8年3月18日

釧路家庭裁判所

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

## 令和7年(フ)第9号

川崎市中原区大倉町10番地

申立人 三菱ふそうトラック・バス株式会社  
代表者代表取締役 カール・デッベン

代理人支配人 大田 譲

権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月11日

令和7年7月31日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

小切手 1通

小切手番号 SE01047

金額 817,790円

支払人 株式会社りそな銀行梅田支店

支払地 大阪市

振出日 令和7年4月30日

振出地 大阪市

振出人 秋岡環境整備株式会社 代表取締役  
秋岡 利隆

最終所持人 申立人

破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間

## 令和7年(フ)第139号

山形市桜田東2丁目2番12号 タウンハウス  
桜田B 106号

債務者 山下 由美

1 決定年月日時 令和7年8月14日午後2時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで  
山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第1322号

愛知県常滑市飛香台8丁目6番地の1 デス  
パシオI 202号

債務者 山本紗映佳

1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1372号

名古屋市南区鳥栖2丁目5番6号 クレフラ  
スト鳥栖205号、従前の住所愛知県春日井市  
東野新町1丁目34番地37  
債務者 植田 瑞名(旧姓平手・石川)1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

<b>令和7年(フ)第1411号</b> 愛知県小牧市大字久保一色3549番地47 債務者 中村 恵美 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第143号</b> 茨城県那珂市瓜連1445番地1 那珂市営静駅 前住宅10-2 債務者 小川 清志 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所
<b>令和7年(フ)第1482号</b> 愛知県春日井市熊野町北1丁目11番地10、従前の住所愛知県春日井市勝川町4丁目106番地 プリミエール勝川202号 債務者 島 和佳菜 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第1555号</b> 名古屋市中川区露橋町29-1 ロタノワール 山王203、住民票上の住所名古屋市中村区寿町17番地の5 債務者 堀田 憲臣 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第1488号</b> 名古屋市東区明倫町2番41号 セントラル ガーデン・レジデンス徳川明倫町1004号 債務者 横山 祐登 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第1619号</b> 愛知県半田市清城町1丁目12-26 清城ハイツ2F、住民票上の住所愛知県半田市岩滑西町3丁目1番地の9 債務者 鈴木 詩織 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第1545号</b> 名古屋市南区堤起町2丁目131番地 債務者 杉浦 茜音 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第1566号</b> 愛知県愛知郡東郷町兵庫4丁目11番地1 エフハイム301号 債務者 石川 直人 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第1582号</b> 愛知県知多郡武豊町字塩田1番地14 ディマーネ知多445号 債務者 畑 翔平 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第1709号</b> 名古屋市千種区希望ヶ丘2丁目6番1-105号 南希望荘 債務者 大沼田國彦 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第1551号</b> 名古屋市守山区喜多山2丁目15番10号 第3長岡マンション501号、従前の住所愛知県豊橋市東松山町115番地 ブーフベルク202号室 債務者 長田 英樹 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第1763号</b> 愛知県瀬戸市本郷町192番地 ヴァルール203 債務者 南成子こと YOON SUNG JAH 尹 成子 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第1592号</b> 名古屋市北区中味鋸2丁目1006番地 債務者 山本 梢 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第225号</b> 茨城県水戸市五平町1051番地の1 債務者 富田 建一 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第285号 茨城県水戸市平須町1265番地の1 ペイサージュC棟201号 債務者 平山 拓也 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第1192号 さいたま市岩槻区西原台1丁目4番25号 サンビレッジ杉崎D-202 債務者 土井 幸 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1314号 さいたま市西区大字西遊馬2236番地3 フエヴリエピュール301号室 債務者 松下 奈月 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第334号 埼玉県入間市大字仏子868番地7 保谷ハイツ201 債務者 桑原 利江(旧姓原) 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第482号 埼玉県所沢市北中2丁目156番地の9 第2北中ハイツ101 債務者 白土江利子

1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第488号 埼玉県富士見市鶴瀬西2丁目16番56-101号 債務者 和田あづさ 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第491号 埼玉県飯能市新町2番7号 ガーデンハイツ桜井A-203 債務者 小林 由紀 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第492号 埼玉県飯能市新町2番7号 ガーデンハイツ桜井A-203 債務者 小林 広輝 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第493号 埼玉県飯能市大字川寺785番地 フォープル滝田201 債務者 三浦 方義 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第482号 埼玉県所沢市和ケ原1丁目169番地 グランディール所沢201、前住所長野県上田市上田原1138番地4 ステージメアラスA102号 債務者 シノハラ塗装こと 篠原 浩一 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第501号 埼玉県坂戸市元町15番5号 アパートメント坂戸208号室 債務者 小川 昭子 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第502号 埼玉県富士見市羽沢2丁目5番24号 ウィステリア202 債務者 八鍬優美奈 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第505号 埼玉県入間市大字下藤沢583番地3 シャンポール藤沢105 債務者 曽根 寛樹 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第516号 埼玉県ふじみ野市上福岡1丁目15番17号 ガレットハイム202、前住所石川県七尾市矢田新町ト部23番地9 亀田アパート 2号 債務者 本田明日香 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第580号 埼玉県ふじみ野市元福岡1丁目3番18号 和貴ハイム203号 債務者 矢野 功 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第344号  
愛知県豊橋市春日町1丁目53番地の7  
債務者 三芳 里美  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第267号  
岡山県倉敷市南畠5丁目7番24号 アルカン  
シエル2 101号  
債務者 實原 恵(旧姓岡野)  
1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の  
用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第1262号

埼玉県新座市馬場2丁目2番1号 グリーン  
ハイツ小池203号室、旧住所埼玉県新座市東  
2丁目5番11号 アンジェリーク206号室

債務者 藤井 猛

1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費  
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
令和7年(フ)第1263号

埼玉県新座市馬場2丁目2番1号 グリーン  
ハイツ小池203号室、旧住所埼玉県新座市東  
2丁目5番11号 アンジェリーク206号室

債務者 藤井三重子

1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1340号  
埼玉県戸田市笛目2丁目11番地の9 セレネ  
M. M106号室  
債務者 及川 真紀  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで  
さいたま地方法院所第2民事部破産係

さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
令和7年(フ)第443号  
埼玉県越谷市大字大道826番地  
債務者 大津真梨恵  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
令和7年(フ)第465号

埼玉県草加市栄町3丁目1番11-801号  
債務者 立川真由美  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
令和7年(フ)第501号  
埼玉県越谷市東越谷9丁目2番地2  
債務者 椎名 絹子

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
令和7年(フ)第548号

埼玉県所沢市大字上山口2015番地の19  
債務者 松岡 悅子

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで  
　　さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第595号**

埼玉県日高市大字女影122番地 第3コットンハウス202

債務者 小林 真美

1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。

本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第226号

埼玉県東松山市五領町2番地26 コーポ関根  
102号室

債務者 澄谷 幸男

1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第229号**

埼玉県深谷市荒川1870番地

債務者 烏羽 正男

1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部  
令和7年(フ)第245号  
埼玉県東松本市本町2丁目8番19号 ハイラ  
イズマンション201室  
債務者 川島 克己  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第246号  
埼玉県東松本市本町2丁目8番19号 ハイラ  
イズマンション201室  
債務者 川島美由紀  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部  
令和7年(フ)第49号  
島根県出雲市大津町661番地9  
債務者 松井 和仁  
1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで  
松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第50号

島根県出雲市下横町168番地 マルワハイツ  
402、前住所島根県出雲市大津朝倉3丁目9  
番地5 ニューマリット98-301  
債務者 長廻紀代子

1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

松江地方裁判所出雲支部  
令和7年(フ)第176号  
群馬県藤岡市藤岡1999番地6、前住所群馬県  
藤岡市藤岡1488番地18 ウィステリアヒルズ  
302  
債務者 林 晃太郎  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで  
並びに  
松江地方裁判所高崎支部

## 令和7年(フ)第1069号

東京都府中市北山町2丁目39-16作並アパート101号室、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町1丁目2番24-604号

債務者 井澤のどか(旧姓原・同徳木)

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第1118号

東京都立川市柴崎町2丁目19番8号メゾン・ドウ・リラ203号

債務者 横尾 俊也

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第1225号

東京都府中市住吉町2丁目30番地の24堀口 コーポ2F

債務者 田中 延廣

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第1244号

東京都武蔵野市境南町2丁目12番12-401号 ピラ・キャスケード1

債務者 加藤 美樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第1288号

東京都調布市西つつじヶ丘4丁目35番地23しらゆり荘10号室

債務者 梅津 令子

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第1294号

東京都町田市原町田1丁目5番12号イーストガーデンリバーサイド町田701

債務者 二瓶絵理香

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第226号

静岡県沼津市東椎路90番地の2 コーポ後藤101

債務者 岩波 靖浩

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 令和7年(フ)第26号

高知県土佐郡土佐町境334番地1

債務者 矢野ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 高知地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第118号

高知市南川添14番10号 中尾ビル303号室、旧住所高知市薊野南町18番23-5号

債務者 山下 百華(旧姓小松)

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 高知地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第153号

高知市薊野南町10番3号 ベガサスY302、旧住所高知市長浜1608番地2 日皇マンション405

債務者 伊藤 弘佳(旧姓片岡)

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 令和7年(フ)第878号

千葉市美浜区高浜1丁目15番1棟206号

債務者 丸茂 恵美

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第1117号

千葉県市川市宝1丁目10番23号(ウィステリア201号)

債務者 筱木由紀江

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第1221号

千葉県市川市田尻3丁目7番22-402号(ベルード市川)

債務者 山口 儀弘

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係



令和7年(フ)第5457号	東京都品川区南大井5丁目8-9-202 債務者 針川 昌訓 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5505号	東京都町田市相原町3190 都営武蔵岡9-301 債務者 廣瀬 絵理 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5551号	東京都杉並区成田東3丁目35-6-101 債務者 田中 泰斗 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5554号	神奈川県川崎市高津区諏訪1丁目22-8-303 債務者 石田 風満 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5555号	東京都足立区江北3丁目8-3-202 債務者 花井由美子 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5581号	東京都墨田区墨田3丁目12-5-202 債務者 佐藤ひとみ 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5583号	東京都中野区中野4丁目11-1-501 債務者 佐藤 裕仁 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5584号	東京都足立区谷中3丁目20-1-210 債務者 鎌田恵美子 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

#### 令和7年(フ)第5618号

東京都江東区東砂5丁目2-13-301  
債務者 大泉 樹里  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

#### 令和7年(フ)第5625号

東京都板橋区蓮根2丁目30-18-209  
債務者 滝口 智也  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

#### 令和7年(フ)第5627号

東京都杉並区西荻北3-7-14-105、住民票上の住所東京都町田市高ヶ坂7丁目38-3  
ビクトリアハイツ町田11-12  
債務者 板倉 楠  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
5 免責審尋期日 令和7年10月14日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

#### 令和7年(フ)第5656号

東京都江東区東陽1丁目23-11-601  
債務者 志知 瑞厘  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

#### 令和7年(フ)第5515号

東京都板橋区高島平8丁目22-15-203  
債務者 伊豆野啓一  
1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

#### 令和7年(フ)第5626号

東京都練馬区石神井町7丁目34-7-101  
債務者 児島 秀孝  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

### 破産手続開始決定の取消決定 確定

#### 令和6年(フ)第511号

鹿児島市松原町13番27-204号、前住所鹿児島市城山町13番13号 サーパス城山1番館  
1501号  
債務者 山本 真也  
1 主文 破産手続開始決定を取り消す。  
2 決定確定日 令和7年8月5日  
鹿児島地方裁判所民事第3部

### 破産債権の届出期間及び一般 調査期日

#### 令和7年(フ)第830号

神奈川県鎌倉市今泉台3-1-9  
破産者 有限会社アネラ  
1 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで  
2 一般調査期日 令和7年10月6日午前10時  
令和7年8月15日  
横浜地方裁判所第3民事部

#### 令和6年(フ)第266号

福岡県久留米市北野町千代島1034-5 来夢  
102、住民票上の住所福岡県久留米市日吉町  
118番地4 ライオンズマンション日吉町  
1001号  
破産者 坂口 大介

1 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで  
2 一般調査期日 令和7年11月10日午前11時  
令和7年8月13日  
福岡地方裁判所久留米支部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

### 令和7年(フ)第21号

宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地89 栄松C団地7号室  
破産者 西下 隆夫  
異議申述期間 令和7年9月26日まで

令和7年8月15日 宮崎地方裁判所破産係  
令和7年(フ)第71号

宮崎県延岡市安賀多町4丁目2番地7  
破産者 株式会社N i c o l a u g h  
異議申述期間 令和7年9月26日まで

令和7年8月15日 宮崎地方裁判所延岡支部  
令和7年(フ)第72号

宮崎県延岡市高千穂通3番地2 ウィステリア北小路 806  
破産者 白柿 紗弓(旧姓徳丸)  
異議申述期間 令和7年9月26日まで

令和7年8月15日 宮崎地方裁判所延岡支部  
特別清算開始

### 令和7年(ヒ)第3027号

大阪市淀川区新高1丁目7番29号  
清算株式会社 株式会社ナイス  
代表清算人 栗本 友敦  
1 決定年月日 令和7年8月12日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

## 特別清算終結

### 令和6年(ヒ)第8号

千葉県流山市南流山4丁目4番地の2近代コープ203号室  
清算株式会社 M E F サージテック株式会社  
1 決定年月日 令和7年8月8日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

千葉地方裁判所松戸支部

## 令和7年(ヒ)第2号

千葉県流山市大字鰐ヶ崎1475番地の143  
清算株式会社 株式会社松井商店  
1 決定年月日 令和7年8月8日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

千葉地方裁判所松戸支部

## 令和7年(ヒ)第103号

和歌山市布施屋220番  
清算株式会社 株式会社WR  
1 決定年月日 令和7年8月7日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

和歌山地方裁判所民事部

## 令和7年(ヒ)第1号

徳島県海部郡海陽町中山字石堤1番地1  
清算株式会社 株式会社アトム  
1 決定年月日 令和7年8月8日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

徳島地方裁判所阿南支部

## 再生手続開始

### 令和7年(再)第28号

東京都小金井市梶野町5丁目11番1号パビスプラザアネックス1階・2階  
再生債務者 医療法人社団翠緑会  
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時  
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで  
4 再生債権の一般調査期間 令和7年10月10日から令和7年10月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 再生計画認可

### 令和6年(再)第15号

大阪市大正区南恩加島6丁目17番4号  
再生債務者 株式会社中田運輸  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に定める事由はない。

令和7年8月8日

大阪地方裁判所第6民事部

## 小規模個人再生による再生手続開始

### 令和7年(再イ)第61号

埼玉県狭山市祇園22番4号  
再生債務者 谷口 瑛洸  
1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月22日まで

さいたま地方裁判所川越支部

### 令和7年(再イ)第45号

兵庫県尼崎市南塚口町8丁目6番33-108号  
再生債務者 濱口 慧  
1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月24日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

### 令和7年(再イ)第94号

さいたま市北区本郷町510番地2  
再生債務者 澤野 雅亮  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年9月24日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

### 令和7年(再イ)第26号

岐阜県美濃市曾代593番地  
再生債務者 西垣 淳平  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年9月24日まで

岐阜地方裁判所

### 令和7年(再イ)第35号

岐阜県各務原市那加住吉町1丁目62番地(コープ・タカダ 202)  
再生債務者 葉名尻隼人  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

岐阜地方裁判所

### 令和7年(再イ)第56号

静岡県藤枝市清里2丁目21番地の14  
再生債務者 中村 弘幸  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月24日まで

静岡地方裁判所民事第2部

### 令和7年(再イ)第65号

静岡市駿河区広野6丁目2番13号  
再生債務者 鈴木 京  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月24日まで

静岡地方裁判所民事第2部

### 令和7年(再イ)第67号

静岡市葵区牧ヶ谷2476番地 レジデンシャル101  
再生債務者 西河 良尚  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月24日まで

静岡地方裁判所民事第2部

### 令和7年(再イ)第181号

愛知県北名古屋市熊之庄八幡216番地 ベルタローラ205号  
再生債務者 藤野 達也  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月17日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第38号 愛知県丹羽郡扶桑町大字南山名字西ノ山96番地45 再生債務者 武田 記一 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月17日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年9月24日まで 神戸地方裁判所明石支部再生係 令和7年（再イ）第33号 長崎県長崎市戸町2丁目18番7-802号 再生債務者 尾上 永芳 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月25日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第9号 北海道登別市桜木町5丁目21番地4 再生債務者 山道 康平 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月17日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年（再イ）第71号 静岡市清水区押切1615番地 再生債務者 望月 一樹 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月25日まで 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第8号 島根県出雲市斐川町上直江1509番地5 再生債務者 松井 謙 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月19日まで 松江地方裁判所出雲支部	3 再生債権の届出期間 令和7年9月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年9月29日まで 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年（再イ）第66号 岡山市南区三浜町2丁目11番10号 フェリオ三浜Ⅰ-101 再生債務者 河野 扇音 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年9月29日まで 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年（再イ）第271号 東京都台東区下谷1-1-10-401 再生債務者 清水 美咲 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月14日まで 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第331号 東京都目黒区碑文谷2-6-24-202 再生債務者 笹平 紗佳 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月14日まで 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第343号 東京都港区南麻布2-13-16-703 再生債務者 小林 智子 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月14日まで 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第58号 岡山市中区さい30番地1 ディアス30 C棟102号室 再生債務者 藤森 龍太 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令和7年9月25日まで 札幌地方裁判所小樽支部
--	--	---	---

令和7年（再イ）第346号 東京都練馬区練馬3-2-5-719（住民票上の住所）埼玉県比企郡滑川町大字月輪978-50 再生債務者 大友 停史 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月14日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月15日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第8号 兵庫県養父市十二所1002番地20 再生債務者 烏井 慶斗 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年10月1日まで 神戸地方裁判所豊岡支部再生係	1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令和7年10月2日まで 津地方裁判所松阪支部
令和7年（再イ）第353号 東京都世田谷区代田5-29-6-301 再生債務者 森 裕治 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月14日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年10月1日まで 津地方裁判所伊賀支部	令和7年（再イ）第41号 大分県津久見市文京町11番10号 再生債務者 村上 哲也 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月15日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第7号 山形県上山市金生東2丁目11番6号 レオパレス金生B 204号 再生債務者 松田ももえ 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月14日 山形地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第11号 三重県伊賀市ゆめが丘2丁目18番地の8 再生債務者 吉森 卓也 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月30日まで 津地方裁判所伊賀支部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第78号 東京都多摩市永山1丁目12番地の7スパリオールパレス205 再生債務者 半田 良輔 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第20号 埼玉県行田市城西3丁目13番20号 J O Y ハウス城西3-G 再生債務者 尾上 立樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月14日 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年（再イ）第35号 埼玉県深谷市岡里14番地9 再生債務者 橋本 浩之 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月15日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第281号 大阪府門真市北岸和田3丁目10番2-2号 再生債務者 高野真由美 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第23号 東京都福生市大字福生2050番地8 再生債務者 卷田 淳 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月14日 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（再イ）第35号 埼玉県深谷市岡里14番地9 再生債務者 橋本 浩之 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月15日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第298号 大阪府枚方市黄金野1丁目2番33号 再生債務者 真屋 大地 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令和7年10月2日まで 津地方裁判所再生係	令和7年（再イ）第8号 富山県砺波市千代169番地5 メゾンドエスボワール12・32号室（前住所）富山市中川原新町47番地 ファーストⅢ113号 再生債務者 橋詰 雄規 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月14日 富山地方裁判所高岡支部
令和7年（再イ）第361号 東京都江東区亀戸2-28-15-803 再生債務者 竹本 聖	1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第12号 三重県松阪市下村町1210番地11 再生債務者 橋本 悠弥	

**令和7年(再イ)第39号**  
 静岡県藤枝市瀬戸新屋327番地の1 ヴォールグランツⅡ103号室  
 再生債務者 石谷 篤史  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで  
 令和7年8月14日  
 静岡地方裁判所民事第2部  
**令和7年(再イ)第18号**  
 静岡県裾野市千福252番地の5 モンテアレ102  
 (前住所)埼玉県深谷市上柴町東7丁目3番地2 メゾンイーストセブン304号  
 再生債務者 石倉 広智  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで  
 令和7年8月14日  
 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係  
**令和6年(再イ)第9号**  
 岩手県北上市鬼柳町分108番地3 (営業所の住所) 岩手県奥州市江刺六日町1-1  
 再生債務者 G R O W こと 菊地 良太  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月5日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで  
 令和7年8月13日 盛岡地方裁判所水沢支部  
**令和7年(再イ)第4号**  
 岩手県奥州市江刺岩谷堂字中堰180番地  
 ガーデンスクエアⅡ 101号室  
 再生債務者 羽澤 秀典  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで  
 令和7年8月13日 盛岡地方裁判所水沢支部  
**令和7年(再イ)第13号**  
 長野県塩尻市大字広丘原新田214番地27 林住宅1号室  
 再生債務者 羽山 雄一  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで  
 令和7年8月13日 長野地方裁判所松本支部

**令和7年(再イ)第101号**  
 大阪府茨木市西太田町10番14号  
 再生債務者 嶋津 彩斗  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで  
 令和7年8月13日  
 大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(再イ)第171号**  
 大阪府吹田市広芝町17番11-102号  
 再生債務者 彦坂 俊樹  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで  
 令和7年8月13日  
 大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(再イ)第209号**  
 大阪市浪速区日本橋東3丁目14番10-501号  
 (営業所の住所) 大阪市浪速区日本橋5-12-9 共栄ビル503  
 再生債務者 田寺整骨院こと 田寺 篤  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで  
 令和7年8月13日  
 大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(再イ)第233号**  
 大阪府高槻市大手町4番21-104号  
 再生債務者 錦織 行弘  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで  
 令和7年8月13日  
 大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(再イ)第13号**  
 函館市桔梗町435番地1168  
 再生債務者 川松 史明  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで  
 令和7年8月14日  
 函館地方裁判所

**令和6年(再イ)第7号**  
 兵庫県豊岡市出石町田多地454番地  
 再生債務者 加藤 勝巳  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで  
 令和7年8月14日  
 神戸地方裁判所豊岡支部再生係  
**令和7年(再イ)第2号**  
 兵庫県朝来市和田山町岡31番地1  
 再生債務者 谷口 義明  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで  
 令和7年8月14日  
 神戸地方裁判所豊岡支部再生係  
**令和7年(再イ)第3号**  
 京都市南区吉祥院池ノ内町29番地5  
 再生債務者 京都西陣工房こと 坂本 神司  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
 令和7年8月14日  
 京都地方裁判所第5民事部再生係  
**令和7年(再イ)第61号**  
 京都市伏見区西大黒町1035番地6 西大黒町  
 テラスハウス5-1F号室  
 再生債務者 西田 恵介  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日  
 付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
 令和7年8月14日  
 京都地方裁判所第5民事部再生係  
**令和7年(再イ)第34号**  
 新潟市中央区西堀前通11番町1645番地3  
 再生債務者 稲森光太郎  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日  
 付け再生計画案  
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月3日  
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月3日まで  
 令和7年8月13日 新潟地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第71号**  
 神戸市灘区記田町4丁目2番26-801号  
 再生債務者 日當 辰三  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日  
 付け再生計画案  
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月3日  
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月3日まで  
 令和7年8月13日  
 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係  
**令和7年(再イ)第15号**  
 長崎県西彼杵郡長与町北陽台2丁目29番地11  
 再生債務者 山田 康信  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日  
 付け再生計画案  
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月4日  
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで  
 令和7年8月14日  
 長崎地方裁判所民事部個人再生係  
**令和7年(再イ)第11号**  
 鹿児島県姶良市加治木町木田3998番地8  
 再生債務者 片平 英仁  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日  
 付け再生計画案  
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月4日  
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで  
 令和7年8月7日  
 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係  
**令和7年(再口)第1号**  
 愛媛県宇和島市別当2丁目2番12号  
 再生債務者 源代 智彦  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日  
 付け再生計画案  
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月9日  
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで  
 令和7年8月12日  
 松山地方裁判所宇和島支部

**令和7年(再イ)第1号**  
 青森県北津軽郡板柳町大字五林平字前橋13番地6  
 再生債務者 麺屋ひとつなぎこと 松橋 徹  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日  
 付け再生計画案  
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月11日  
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで  
 令和7年8月14日  
 青森地方裁判所五所川原支部個人再生係  
**令和7年(再イ)第2号**  
 青森県北津軽郡板柳町大字五林平字前橋13番地6  
 再生債務者 松橋 葉月(旧姓坂本)  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日  
 付け再生計画案  
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月11日  
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで  
 令和7年8月14日  
 青森地方裁判所五所川原支部個人再生係  
**令和7年(再イ)第6号**  
 青森県つがる市森田町森田月見野89番地2  
 再生債務者 赤城雄一郎  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日  
 付け再生計画案  
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月11日  
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで  
 令和7年8月14日  
 青森地方裁判所五所川原支部個人再生係  
**令和7年(再イ)第46号**  
 広島市南区翠1丁目5番48号  
 再生債務者 小西洋一郎  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日  
 付け再生計画案  
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月11日  
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで  
 令和7年8月14日  
 広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第26号**  
 愛媛県松山市三番町2丁目1番地3 Kマン  
 ションN○6 1002号  
 再生債務者 三並ゆかり  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日  
 付け再生計画案  
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月11日  
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで  
 令和7年8月14日 松山地方裁判所民事部  
**令和6年(再イ)第41号**  
 高知市池3230番地10  
 再生債務者 藤井 公教  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日  
 付け再生計画案  
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月11日  
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで  
 令和7年8月14日  
 高知地方裁判所民事部個人再生係  
**令和7年(再イ)第15号**  
 神戸市西区白水2丁目17番27号  
 再生債務者 横原恵美佳  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日  
 付け再生計画案  
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月16日  
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
 令和7年8月13日  
 神戸地方裁判所明石支部再生係  
**小規模個人再生による再生手続廃止**  
**令和7年(再イ)第58号**  
 兵庫県加古川市平岡町新在家1036番地の3  
 再生債務者 佐藤 康宏  
 1 主文 本件再生手続を廃止する。  
 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法に191条1号に定める事由がある。  
 令和7年8月15日 神戸地方裁判所姫路支部

**給与所得者等再生による再生手続開始**  
**令和7年(再口)第4号**  
 札幌市北区新川西4条3丁目2番12号  
 再生債務者 谷口 覚  
 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時  
 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年9月24日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(再口)第10003号**  
 栃木県宇都宮市中里町249番地73  
 再生債務者 伴瀬 雅俊  
 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年9月25日まで  
 宇都宮地方裁判所第1民事部  
**給与所得者等再生による再生計画認可**  
**令和7年(再口)第1号**  
 神戸市兵庫区水木通2丁目2番22-604号  
 再生債務者 吉脇 勝美  
 1 主文 本件再生計画を認可する。  
 2 理由の要旨 令和7年8月6日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
 令和7年8月14日  
 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係  
**令和7年(再口)第10001号**  
 栃木県宇都宮市鶴田町1621番地5  
 再生債務者 鈴木 謙  
 1 主文 本件再生計画を認可する。  
 2 理由の要旨 令和7年8月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
 令和7年8月8日  
 宇都宮地方裁判所第1民事部

**所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告**  
 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。  
**令和7年(チ)第1号**  
 東京都世田谷区奥沢5-11-3  
 申立人 難波 康夫  
 岡山県総社市泉4-18  
 申立人 江木 緑  
 住所・居所 不明  
 (最後の住所) ブラジル  
 所在等不明共有者 小池 孝  
 住所・居所 不明  
 所在等不明共有者 小池美佐子  
 住所・居所 不明  
 (最後の住所) 岡山県岡山市上伊福198番地  
 所在等不明共有者 小池千恵子  
 届出期間満了日 令和7年11月28日  
 令和7年8月8日 岡山地方裁判所倉敷支部  
 (別紙) 物件目録  
 1 所在 総社市井尻野字松林  
 地番 866番12  
 地目 田  
 地積 1595平方メートル  
 (所在等不明共有者の持分)  
 小池 孝 持分2520分の414  
 小池美佐子 持分2520分の407  
 小池千恵子 持分2520分の295)  
 2 所在 総社市井尻野字湛井  
 地番 919番7  
 地目 宅地  
 地積 681平方メートル  
 (所在等不明共有者の持分)  
 小池 孝 持分2520分の414  
 小池美佐子 持分2520分の407  
 小池千恵子 持分2520分の295)

### 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

#### 令和7年(チ)第3号

長野県松本市丸の内3番7号  
申立人 松本市長 畏雲 義尚  
住所・居所 不明  
(最後の住所・不動産登記記録上の住所) 松本市梓川倭2945番地1  
所有者 百瀬 勝茂  
住所・居所 不明  
(最後の住所・不動産登記記録上の住所) 松本市梓川倭2945番地1  
所有者 百瀬 成善  
届出期間満了日 令和7年9月29日

令和7年8月8日 長野地方裁判所松本支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 松本市梓川倭  
地番 2943番4  
地目 宅地  
地積 71.51平方メートル  
(所有者 百瀬 勝茂)

2 所在 松本市梓川倭  
地番 2947番1  
地目 宅地  
地積 240.69平方メートル  
(所有者 百瀬 勝茂)

3 所在 松本市梓川倭  
地番 2947番3  
地目 宅地  
地積 61.28平方メートル  
(所有者 百瀬 勝茂)

4 所在 松本市梓川倭  
地番 3077番3  
地目 田  
地積 161.00平方メートル  
(所有者 百瀬 勝茂)

5 所在 梓川倭2943-4  
家屋番号 未登記  
種類 附属家(営) 昭和60年建築  
構造 軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板 地上1階  
床面積 51.63平方メートル  
(所有者 百瀬 成善)  
6 所在 梓川倭2947-1  
家屋番号 未登記  
種類 附属家(営) 昭和42年建築  
構造 コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板 地上1階  
床面積 26.44平方メートル  
(所有者 百瀬 成善)  
7 所在 梓川倭2947-1  
家屋番号 未登記  
種類 附属家 昭和52年建築  
構造 軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板 地上1階  
床面積 26.44平方メートル  
(所有者 百瀬 成善)  
8 所在 梓川倭2947-1  
家屋番号 未登記  
種類 附属家(営) 昭和60年増築  
構造 軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板 地上1階  
床面積 33.05平方メートル  
(所有者 百瀬 成善)  
9 所在 梓川倭2947-1  
家屋番号 未登記  
種類 附属家(営) 昭和35年建築  
構造 木造 瓦 地上1階  
床面積 15.34平方メートル  
(所有者 百瀬 成善)

#### 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和7年(チ)第26号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所

申立人 神戸市建築住宅局長

住所・居所 不明

(最後の住所) 不明

(不動産登記記録上の住所) 神戸市垂水区西垂水町字西五色山1909番地

所有者 村上 はな

届出期間満了日 令和7年10月8日

令和7年8月8日 神戸地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 神戸市垂水区御霊町

地番 4番12

地目 宅地

地積 17.81平方メートル

#### 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

#### 令和7年(チ)第18号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

申立人 輪島市長 坂口 茂

住所・居所 不明

(亡塩谷光雄の最後の住所) 石川県金沢市金石東1丁目11番8号 市営住宅8棟101号  
所有者 亡塩谷光雄相続財産

届出期間満了日 令和7年10月3日

令和7年8月4日 金沢地方裁判所輪島支部

(別紙) 物件目録

(未登記建物)

1 所在 輪島市門前町道下24 97

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 59.51平方メートル

2階 56.05平方メートル

2 所在 輪島市門前町道下25 210-4

種類 付属一般(車庫用)

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 34.71平方メートル

2階 34.71平方メートル

令和7年(子)第20号	石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
申立人 輪島市長 坂口 茂	住所・居所 不明
(亡前田正三郎の最後の住所) 石川県輪島市門前町定広二の167番地	(亡前田均の最後の住所) 石川県輪島市門前町均202番地3
所有者 亡前田正三郎相続人亡前田均相続財産	所有者 亡前田均(亡前田均の最後の住所)
届出期間満了日 令和7年10月3日	届出期間満了日 令和7年8月4日
令和7年8月4日 金沢地方裁判所輪島支部	令和7年8月4日 金沢地方裁判所輪島支部
(別紙) 物件目録	(別紙) 物件目録
(未登記建物)	(未登記建物)
所在 輪島市門前町定広二167	所在 輪島市門前町定広二167
種類 居宅	種類 居宅
構造 木造瓦葺二階建	構造 木造瓦葺二階建
床面積 1階 120.66平方メートル	床面積 1階 120.66平方メートル
2階 57.85平方メートル	2階 57.85平方メートル
令和7年(子)第23号	令和7年(子)第23号
石川県輪島市二ツ屋町2字29番地	石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
申立人 輪島市長 坂口 茂	申立人 輪島市長 坂口 茂
住所 不明	住所 不明
(亡福盛いつ子の最後の住所) 石川県輪島市	(亡福盛いつ子の最後の住所) 石川県輪島市
鳳至町畠田76番地3	鳳至町畠田76番地3
(亡福盛とよの不動産登記記録上の住所) 輪	(亡福盛とよの不動産登記記録上の住所) 輪
島市鳳至町畠田76番地3	島市鳳至町畠田76番地3
所有者 (亡福盛とよ承継人) 亡福盛いつ子相	所有者 (亡福盛とよ承継人) 亡福盛いつ子相
続財産	続財産
届出期間満了日 令和7年10月3日	届出期間満了日 令和7年10月3日
令和7年8月4日 金沢地方裁判所輪島支部	令和7年8月4日 金沢地方裁判所輪島支部
(別紙) 物件目録	(別紙) 物件目録
所在 輪島市鳳至町畠田 76番地3	所在 輪島市鳳至町畠田 76番地3
家屋番号 76番3の4	家屋番号 76番3の4
種類 居宅	種類 居宅
構造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建	構造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 36.43平方メートル	床面積 1階 36.43平方メートル
2階 27.32平方メートル	2階 27.32平方メートル

## 株式会社の登記の公示

合併会社  
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(甲) 掲載 官報	(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和6年十一月一日	掲載の日付 令和6年十一月一日
(乙) 掲載 官報	掲載の日付 令和七年八月一日
掲載頁 六十四頁 (号外第二五八号)	掲載頁 一三三頁 (号外第一七六号)
令和七年八月二十五日	令和七年八月二十五日
福島県郡山市堂前町一一番一號	福島県郡山市堂前町一一番一號
(甲) 福島スパークエンタテイメント	(甲) 福島スパークエンタテイメント
株式会社	株式会社
代表取締役 西田 創	代表取締役 西田 創
(乙) 福島ウェルネス株式会社	(乙) 福島ウェルネス株式会社
代表取締役 池浦 良祐	代表取締役 池浦 良祐
令和七年(子)第23号	令和七年(子)第23号
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(甲) 掲載紙 官報	(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年十月一日	掲載の日付 令和六年十月一日
(乙) 掲載紙 官報	掲載の日付 令和七年八月一日
掲載頁 六十一頁 (号外第一三〇号)	掲載頁 四頁
令和七年八月二十五日	令和七年八月二十五日
埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目一一番一四号	埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目一一番一四号
(甲) 合同会社M&K	(甲) 合同会社M&K
代表社員 北村 正人	代表社員 北村 正人
(乙) 合同会社M&A	(乙) 合同会社M&A
代表社員 北村 正人	代表社員 北村 正人
令和七年八月二十五日	令和七年八月二十五日
埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目一一番一四号	埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目一一番一四号
(甲) 株式会社UMITO	(甲) 株式会社UMITO
代表取締役 堀 鉄平	代表取締役 堀 鉄平
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。	左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
(乙) 掲載紙 日刊工業新聞	(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年八月一日	掲載の日付 令和七年八月一日
(乙) 掲載紙 日刊工業新聞	(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年八月一日	掲載の日付 令和七年八月一日
令和七年八月二十五日	令和七年八月二十五日
東京都千代田区大手町一丁目一一番三号	東京都千代田区大手町一丁目一一番三号
(甲) 株式会社ONO DERA GRO UP	(甲) 株式会社ONO DERA GRO UP
代表取締役 小野寺裕司	代表取締役 小野寺裕司
(乙) 株式会社ONO DERAホールディングス	(乙) 株式会社ONO DERAホールディングス
代表取締役 堀 鉄平	代表取締役 堀 鉄平
令和七年八月二十五日	令和七年八月二十五日
東京都千代田区紀尾井町四番一號二コ一	東京都千代田区紀尾井町四番一號二コ一
(甲) 株式会社UT-G CO., LTD.	(甲) 株式会社UT-G CO., LTD.
代表取締役 長尾 真司	代表取締役 長尾 真司
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(甲) 掲載 官報	(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月三十一日	掲載の日付 令和七年七月三十一日
(乙) 掲載 官報	掲載の日付 令和七年七月三十一日
掲載頁 一七五頁 (号外第一七五号)	掲載頁 一七五頁 (号外第一七五号)
令和七年八月二十五日	令和七年八月二十五日
東京都品川区東五反田一丁目一一番一五号	東京都品川区東五反田一丁目一一番一五号
(甲) FUJITSU U.T.株式会社	(甲) FUJITSU U.T.株式会社
代表取締役 森川 弘一	代表取締役 森川 弘一
神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目四〇三番地三五	神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目四〇三番地三五
(乙) U.T.エフサス・クリエイ株式会社	(乙) U.T.エフサス・クリエイ株式会社
代表取締役 森川 弘一	代表取締役 森川 弘一

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(甲) 掲載 官報	(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月三十一日	掲載の日付 令和七年七月三十一日
(乙) 掲載 官報	掲載の日付 令和七年七月三十一日
掲載頁 一七六頁 (号外第一七二号)	掲載頁 一七六頁 (号外第一七二号)
令和七年八月二十五日	令和七年八月二十五日
東京都豊島区巣鴨一丁目四六番一號	東京都豊島区巣鴨一丁目四六番一號
(甲) 株式会社ジヤメックス	(甲) 株式会社ジヤメックス
代表取締役 大湊 卓	代表取締役 大湊 卓
大阪市城東区中浜三丁目二六番六号	大阪市城東区中浜三丁目二六番六号
(乙) 東和産業株式会社	(乙) 東和産業株式会社
代表取締役 大湊 卓	代表取締役 大湊 卓
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(甲) 掲載紙 官報	(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月三十一日	掲載の日付 令和七年七月三十一日
(乙) 掲載紙 官報	掲載の日付 令和七年七月三十一日
掲載頁 一七七頁 (号外第一七三号)	掲載頁 一七七頁 (号外第一七三号)
令和七年八月二十五日	令和七年八月二十五日
東京都豊島区虎ノ門一丁目一六番六号虎ノ門 RAPORTO-U.T.株式会社	東京都豊島区虎ノ門一丁目一六番六号虎ノ門 RAPORTO-U.T.株式会社
(丙) ノマドフロント合同会社	(丙) ノマドフロント合同会社
代表社員 船岡 誠	代表社員 船岡 誠













資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を五億円減少し一千円とすることに致しました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月二十五日	
東京都千代田区大手町二丁目三番一号大手町ブレイスウエストタワー二四階	
代表取締役 鈴島 宏治 株式会社JSS01	
掲載の日付 令和7年8月二十五日	
掲載頁 二頁	
東京都港区芝四丁目三番一一号	
ヒヤリング・ディストリビューター・ジャパン株式会社 代表取締役 林 義秀	
掲載の日付 令和7年8月二十五日	
掲載頁 二頁	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を二億二千百四十八万五千四百二十六円減少し一億円とすることにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月二十五日	
東京都港区三田三丁目五番一九号住友不動産東京三田ガーデンタワー二九F	
ジャパンワランティサポート株式会社 代表取締役 小田 則彦	
掲載の日付 令和7年8月二十五日	
掲載頁 二頁	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を二億四千九百九十六万五千四百五十七円減少することにいたしました。	
ただし、募集株式の発行により令和7年9月二十九日までに資本金が増額した場合は、当該募集株式の発行により増額した資本金の額も同額分減少することにより、最終的な資本金の額を一千万円といたします。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。	
掲載紙 官報	
掲載の日付 令和7年2月17日	
掲載頁 七十四頁 (号外第三十一号)	
東京都港区虎ノ門一丁目一〇番五号	
代表取締役 西和田浩平 アスエネ株式会社	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 一〇番五号	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を一億五百万円減少することにいたしました。	
なお、当社は、令和7年9月一日付で東京都品川区東品川二丁目五番八号に本店移転する予定です。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
東京都港区虎ノ門一丁目一〇番五号	
代表取締役 西和田浩平 アスエネ株式会社	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 一〇番五号	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を五億円減少し一千円とすることに致しました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
東京都港区虎ノ門一丁目一〇番五号	
代表取締役 西和田浩平 アスエネ株式会社	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 一〇番五号	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を二億二千百四十八万五千四百二十六円減少し一億円とすることにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
東京都港区虎ノ門一丁目一〇番五号	
代表取締役 西和田浩平 アスエネ株式会社	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 一〇番五号	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を九億八千四百九十八万四千円減少し一億円とすることにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号宮益坂ビルディング四一〇 株式会社キルマ 代表取締役 宇田 翔馬	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 七十八頁 (号外第三十一号)	
三重県津市栄町三丁目一四一番地一	
株式会社医用工学研究所 代表取締役 笠崎 州雄	
掲載の日付 令和7年2月17日	
掲載頁 七十八頁 (号外第三十一号)	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を金一億五七五〇万円減少し金九〇〇〇万円とすることにいたしました。	
効力発生日は令和7年十月一日であり、株主総会の決議は、令和7年8月二十二日に終了しております。	
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。	
https://bisolar.jp/public-notice/	
令和7年8月25日	
東京都港区西新橋一丁目五番九号	
R B I S O L A R 株式会社 代表取締役 塩浦 貴之	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 七十八頁 (号外第三十一号)	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金を二億七千万円減少することにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
A I P ヘルスケアジャパン合同会社 代表社員 エイ・アイ・ピー・ジャパン・エルエルシー 職務執行者 増村 裕之	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 一三三階	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を七十九億四千三百五十四万六百六十八円減少し一億円とすることにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
東京都港区虎ノ門四丁目三番一一号城山トラストタワー一三三階	
A I P ヘルスケアジャパン合同会社 代表社員 エイ・アイ・ピー・ジャパン・エルエルシー 職務執行者 増村 裕之	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 一三三階	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金を二億五百万円減少し、一億円とすることにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
R B I S O L A R 株式会社 代表取締役 塩浦 貴之	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 七十八頁 (号外第三十一号)	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を五百萬円減少することにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
株式会社医用工学研究所 代表取締役 笠崎 州雄	
掲載の日付 令和7年2月17日	
掲載頁 七十八頁 (号外第三十一号)	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金を二億五百万円減少し、一億円とすることにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
R B I S O L A R 株式会社 代表取締役 塩浦 貴之	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 七十八頁 (号外第三十一号)	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を五百萬円減少することにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
株式会社京都ゼネラルセンター 代表取締役 岡村 希人	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 一二三頁 (号外第一五五号)	
三番地の三〇一	
株式会社京都ゼネラルセンター 代表取締役 岡村 希人	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 一二三頁 (号外第一五五号)	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を五百萬円減少することにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
堀硝子株式会社 代表取締役 高本 勝己	
掲載の日付 令和7年7月7日	
掲載頁 一二三頁 (号外第一五五号)	
一番地の三〇一	
堀硝子株式会社 代表取締役 高本 勝己	
掲載の日付 令和7年7月7日	
掲載頁 一二三頁 (号外第一五五号)	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を五十万円減少し一千萬円とすることにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
株式会社京都ゼネラルセンター 代表取締役 岡村 希人	
掲載の日付 令和7年8月25日	
掲載頁 一二三頁 (号外第一五五号)	
資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を十八億二千五百万五千九百六十円減少することにいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
令和7年8月25日	
大阪市北区堂島浜一丁目四番一九号	
株式会社アクトワンマイナ	
代表取締役 山田 耕次	
掲載の日付 令和6年12月23日	
掲載頁 三頁	
令和7年8月25日	

## 準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億二千八百七十四万八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

です。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十七日  
掲載頁 六十頁（号外第一四六号）

令和七年八月二十五日

愛知県豊田市前山町四丁目二番地一

株式会社葵アセット  
代表取締役 廣瀬 晋也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

です。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十七日  
掲載頁 六十頁（号外第一四六号）

令和七年八月二十五日

三重県松阪市愛宕町一丁目一〇〇番地一

株式会社松阪介護サービス  
代表取締役 堀江 啓子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少し、それぞれ一億円、五千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月十八日に終了

しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十六日  
掲載頁 一四〇頁（号外第一四四号）

令和七年八月二十五日

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

SCSKオートモーティブH&S株式会社  
代表取締役社長 前田 英樹

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月三十一日  
掲載頁 一八七頁（号外第一七五号）

令和七年八月二十五日

東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館六〇五

株式会社スペイシー  
代表取締役 平川 雅一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千六百三十六万四千八百円、資本準備金の額を二億二千八十四万八千三百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年一月二十四日  
掲載頁 一一六頁（号外第十四号）

令和七年八月二十五日

東京都新宿区市谷本村町三番二九号

株式会社エージェント・インシュアラン  
ス・グループ 代表取締役 二戸 敏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億四千六百五十五万八千八百四十四円、資本準備金の額を十一億九千八百三十六万九千九百三十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年八月二十五日  
掲載頁 三十四頁（号外第八十五号）

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階

キャピタランド・ジャパン株式会社  
代表取締役 山田 秀人

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千四百二万円減少し、その全額を資本準備金とともに、資本準備金の額を十億三千三百六十一万一千六百七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月三十一日  
掲載頁 一八三頁（号外第一七五号）

令和七年八月二十五日

熊本県水俣市浜松町五番九八号

代表取締役CEO 小川 晋平  
株式会社AM

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千六十九万五千九百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年一月二十四日  
掲載頁 一一六頁（号外第十四号）

令和七年八月二十五日

東京都港区芝大門二丁目五番五号

株式会社Azoop  
代表取締役 朴 貴頌

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式発行により資本金の額及び資本準備金の額がそれぞれ四十六億百六十九円増加することを条件として、それぞれ四十六億百六十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番二二号

株式会社M.P.I  
代表取締役 山崎祐一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千九百九十九万九千九百二十六円減少し、その全額を資本準備金とするとともに、資本準備金の額を五億一千二十三万七千七百五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十五日

新潟県新潟市江南区横越川根町一丁目二番四号

日紘土木工業株式会社  
代表取締役 平井 将司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十五日

鳥取市叶一二二番地の一

久本木材株式会社  
代表取締役 久本 雅義

## 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月三十一日  
掲載頁 一八三頁（号外第一七五号）

令和七年八月二十五日

熊本県水俣市浜松町五番九八号

代表取締役CEO 小川 晋平  
株式会社AM

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月10日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年8月二十五日

鳥取市叶一一〇番地一 久大建材株式会社

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社GWAと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和7年9月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和7年8月二十五日

東京都新宿区市谷仲之町三番一七号アーケードジデンス市谷仲之町一〇一

株式会社ゲートウェイアーチ 代表取締役 小林 英輔

## 限定承認公告

本籍兵庫県宍粟市山崎町野々上六一一番地二、最後の住所東京都杉並区松庵三丁目三八番一號エスティートビア・アシダ一〇四

被相続人 死 尾崎 正治

右被相続人は令和7年1月一日死亡し、その相続人は令和7年8月13日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年8月二十五日

東京都中野区上高田二丁目二一番、最後の住みツイン上高田三〇三

限定承認者 尾崎茉莉緒

## 限定承認公告

本籍名古屋市東区大幸二丁目一一番、最後の住所名古屋市守山区町北一一番五〇号

被相続人 死 高根 正次

右被相続人は令和6年9月六日死亡し、その相続人は令和7年8月十二日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年8月二十五日

佐賀県鳥栖市神辺町一五七〇番地一

相続財産清算人 後藤 秀樹

## 合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。また、甲はこの合併の効力発生日以前日までに、資本金の額を十五億六千五百九十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

なお、甲は効力発生日をもって、商号を昭和K

D E株式会社と変更し、本店を東京都品川区東五反田一丁目二番三三号に移転します。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

DE株式会社と変更し、本店を東京都品川区東五反田一丁目二番三三号に移転します。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## 優先資本金の額の減少公告

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-cp.jp/ir/0000060478py/

令和7年8月二十五日

東京都千代田区有楽町一丁目九番四号

モノケロス特定目的会社 取締役 粟国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三百五十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

令和7年8月二十五日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

エクイニクス・ハイパー・スケール1・

ジャパン特定目的会社 取締役 中島 聖介

株式交付公告

当社(甲)は、株式会社KMCホールディングス

代表取締役 中島 聖介

株式交付公告

当社(甲)は、株式会社KMCホールディングス

代表取締役 中島 聖介

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年8月二十五日

東京都品川区東五反田一丁目二番三三号

イーソル株式会社 代表取締役 権藤 正樹

株式交付公告

当社(甲)は、株式会社KMCホールディングス

代表取締役 中島 聖介

株式交付公告

当社(甲)は、株式会社KMCホールディングス

代表取締役 中島 聖介

優先資本金の額の減少公告

当社は、発行済優先出資七十万六千口を消却す

ることにいたしましたので、当社の当該優先出資

証券を所有する方は、効力発生日である令和7年九月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和7年8月二十五日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

エクイニクス・ハイパー・スケール1・

ジャパン特定目的会社 代表取締役 ドナルド・キャンベル

## 訂正公告

令和7年6月10日掲載の組織変更公告中、「東京

都江戸川区平井四丁目八番地八号DUCOZIP

八〇三号室」とあるは、「東京都江戸川区平井四丁目八番地六号DUCOZIP八〇三号室」の誤り

につき訂正します。

令和7年8月二十五日

静岡県藤枝市田沼三一二〇一四一階

焼津市越後島土地 改良区 清算人 弁護士 岩山 雅一

訂正公告

令和7年6月10日掲載の組織変更公告中、「東京

都江戸川区平井四丁目八番地六号DUCOZIP

八〇三号室」とあるは、「東京都江戸川区平井四丁目八番地六号DUCOZIP八〇三号室」の誤り

につき訂正します。

令和7年8月二十五日

東京都江戸川区平井四丁目八番地六号DUCOZIP

八〇三号室 合同会社KARAFULL 代表社員 野田 幸男

訂正公告

令和7年6月10日掲載の組織変更公告中、「東京

都江戸川区平井四丁目八番地六号DUCOZIP

八〇三号室」とあるは、「東京都江戸川区平井四丁目八番地六号DUCOZIP八〇三号室」の誤り

につき訂正します。

令和7年8月二十五日

東京都中野区本町一丁目三二番一号東京

共同会計事務所内 さくら・ホールディングス特定目的会社

取締役 北川 久芳

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資七十万六千口を消却す

ることにいたしましたので、当社の当該優先出資

証券を所有する方は、効力発生日である令和7年九月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和7年8月二十五日

東京都中野区本町一丁目三二番一号

イーソル株式会社 代表取締役 権藤 正樹

株式交付公告

当社(甲)は、株式会社KMCホールディングス

代表取締役 中島 聖介

株式交付公告

当社(甲)は、株式会社KMCホールディングス

代表取締役 中島 聖介

## 債権申出の公告(第一回)

当土地改良区は昭和四十七年十一月七日に静岡県知事の認可を受け、総会の決議により解散し昭和四十七年十一月十四日に静岡県知事による解散の公告まで行なわれたものの、清算の結了に至っていない。

当土地改良区の残余財産の清算のため、令和7年六月二十四日、静岡地方裁判所(令和7年(チ)第一号)より当社が清算人に選任されました。

当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、当土地改良区の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

令和7年8月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

合同会社KARAFULL 代表社員 野田 幸男

債権申出の公告(第一回)

当社は、優先資本金の額を一億六千万円減少す

ることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十五日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

エクイニクス・ハイパー・スケール1・

ジャパン特定目的会社 代表取締役 ドナルド・キャンベル

株式交付公告

当社(甲)は、株式会社KMCホールディングス

代表取締役 中島 聖介

株式交付公告

当社(甲)は、株式会社KMCホールディングス

代表取締役 中島 聖介

優先資本金の額の減少公告

当社は、発行済優先出資七十万六千口を消却す

ることにいたしましたので、当社の当該優先出資

証券を所有する方は、効力発生日である令和7年九月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和7年8月二十五日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

イーソル株式会社 代表取締役 権藤 正樹

株式交付公告

当社(甲)は、株式会社KMCホールディングス

代表取締役 中島 聖介

株式交付公告

当社(甲)は、株式会社KMCホールディングス

代表取締役 中島 聖介

優先資本金の額の減少公告

当社は、発行済優先出資七十万六千口を消却す

ることにいたしましたので、当社の当該優先出資

証券を所有する方は、効力発生日である令和7年九月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和7年8月二十五日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

エクイニクス・ハイパー・スケール1・

ジャパン特定目的会社 代表取締役 ドナルド・キャンベル

## 債権申出の公告(第一回)

当土地改良区は昭和四十七年十一月七日に静岡県知事の認可を受け、総会の決議により解散し昭和四十七年十一月十四日に静岡県知事による解散の公告まで行なわれたものの、清算の結了に至っていない。

当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号</p